



優生保護法訴訟 一日も早い解決を

優生保護法裁判原告
北 三郎 さん



5年前、朝にファミリーレストランで食事をしながら新聞を読んでいたんです。「優生手術」の記事があって、読んでいるとどうも自分の経験と似ていると思いました。そこで出身地の仙台のホットラインに電話して、自分がうけたのは強制不妊手術だったとだんだんわかつていきました。手術は14歳、教護院（現在の児童自立支援施設）にいたときです。産婦人科に行って背骨に注射をうたれて意識が遠のき、気づいたときには痛くて歩けず。タクシーで施設に帰ったことを覚えてます。それから手術をさせたのは施設と親なんだと、ずっとそう思っていたんですよ。だから教護院を出た後も、親とは距離をおいて自分の結婚式にも呼びませんでした。それが、60年以上経ってやっと誤解だったんだとわかった。手術を推進していたのは国でした。

今年の3月11日、東京高裁の判決で平田豊裁判長が時の壁（20年の除斥期間）を破ってくれたときは、本当にうれしかったですよ。こんなに向き合ってくれる裁判長がいたんだと。涙がぽろぽろ出て、ああ長い道のりだったな…と思っていたところに裁判所を出たら大勢の人がわーっといて、もうすごかったです。こんなにも応援してくれているんだって。あの日のことは、一生忘れないです。

その後、国が上告したと聞いたときには、

怒りが湧きました。国が悪いのになんで上告するんだ。せっかく高裁で裁判長が希望の光をくれたのに、その光を消さないでくれと。

最高裁判決が出されるまでには、えらい時間がかかりますよね。私たち原告は高齢化していて、もう後がないです。無念の思いで逝った仲間もいます。北海道で一人、宮城で一人、兵庫で二人、福岡で一人亡くなっています。病気を抱えながら闘っている人もいる。だから一日も早く解決してほしい。被害を受けた人は何万人もいるのに、一時金支給法でも申請できた人は少ないです。国はなぜ弱い人たちをいじめるのか。国が謝るまで、闘ついていきたいという気持ちでいます。

*

東京高裁で勝ったことを姉さんに伝えたら、「墓参りしよう」って。4月に一緒に行ってきました。親の墓の前で「誤解だった」と言いました。3月のお彼岸には、9年ぶりに女房の墓参りに行きました。そのとき、お寺さんがはじめてお骨を出してくれたんです。お骨の前で「勝ったよ」と拌みました。涙が出ましたよ。秋にも、また花を持っていこうと思っています。

（談）

きた さぶろう／1943年仙台市生まれ。東京都在住。優生手術被害者家族の会共同代表。優生保護法による強制不妊手術の被害者。2018年に東京の原告となり裁判を闘う。